

議案第16号

長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和6年3月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

嬉里・丸田地区計画の決定に伴い、同地区整備計画において決定した建築物の建築に関する制限事項を追加するとともに、併せて長与港地区計画の決定内容を反映し、所要の改正を行うもの。

長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成21年条例第2号）
 の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第11条の見出し中「さく」を「柵」に改め、同条中「付属する」を「附属する」に、
 「さく」を「柵」に改める。

別表第1に次のように加える。

長与港地区整備計画区域	長与港地区計画において地区整備計画が定められた区域（斉藤郷字樽津及び池堂の一部）
嬉里・丸田地区整備計画区域	嬉里・丸田地区計画において地区整備計画が定められた区域（嬉里郷字定林及び古園並びに丸田郷字二反田及び赤水の一部）

別表第2中「付属する」を「附属する」に改め、同表に次のように加える。

長与港地区整備計画区域	長与港地区	(1) 法別表第2（い）項第1号から第7号まで及び（は）項第2号から第4号までに掲げるもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設 (3) 自動車教習所 (4) 畜舎 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) カラオケボックスその他これらに類するもの (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (8) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場又は遊技場 (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3に定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
嬉里・丸田地区整備計画区域	住居地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2（い）項第1号から第3号まで、第9号及び第10号に掲げる建築物 (2) 地区の集会所の用に供する建築物

別表第3に次のように加える。

嬉里・丸田地区整備計画区域	住居地区	100分の100
---------------	------	----------

別表第4中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表に次のように加える。

嬉里・丸田地区整備計画区域	住居地区	100分の50 ただし、法第53条第3項第2号に該当するものは100分の60とする。
---------------	------	---

別表第5に次のように加える。

嬉里・丸田地区整備計画区域	住居地区	165平方メートル ただし、公益上必要な建築物の敷地についてはこの限りでない。
---------------	------	--

別表第6に次のように加える。

嬉里・丸田地区整備計画区域	住居地区	道路境界線 まで1.5メートルかつ隣地境界線まで1.0メートル	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 周囲が見通せる壁を有しない自動車車庫（部分）等で床面積の合計が50平方メートル以内のもの
---------------	------	------------------------------------	--

別表第7に次のように加える。

嬉里・丸田地区整備計画区域	住居地区	10.0メートル
---------------	------	----------

別表第8に次のように加える。

嬉里・丸田地区整備計画区域	住居地区	建築物又はスラブ等の工作物及び看板等は、法面内に、又は法面に突き出して建築し、又は設置してはならない。
---------------	------	---

別表第9中「付属する」を「附属する」に、「さく」を「柵」に、「生垣」を「生け垣」に改め、同表に次のように加える。

嬉里・丸田地区整備計画区域	住居地区	道路に面する部分へ設置する垣又は柵の構造は、次の各号に掲げる構造とする。 (1) 生け垣 (2) 柵は、地上面から高さ1.5メートル以下のフェンス等とし、0.6メートルを超える部分は、透視可能なものとする。
---------------	------	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。